



**よくわかる  
EPA/FTA  
(関税分野)**

**2008年5月版**

日本貿易振興機構(JETRO)  
監修: 経済産業省 通商政策局 経済連携課

# はしがき

外国との取引をする際、「EPA/FTA」という言葉を耳にする機会があると思います。

これは国同士で決めた、輸出入や投資に関する協定のことで、日本はこれまでに5カ国との間で協定が発効に至っており、現在もアジアを中心とした様々な国と協定締結に向けて交渉を進めています。

この協定を使って貿易をすると、関税面で通常よりも有利な条件で行うことができます。

しかしながら、実際には協定の中身がよく知られていないのが現状です。

そこで、「EPA」や「FTA」について理解を深めていただくために、経済産業省の監修の下、この小冊子を作成しました。

「意味がよく分からない・・・」「手続きがややこしそう・・・」と敬遠せずに、ぜひ本冊子をご一読ください。

そしてEPAやFTAを活用していただければ幸いです。

平成20年5月 日本貿易振興機構  
〔ジェトロ貿易投資相談センター・貿易投資相談・情報提供班(EPA)〕

※本冊子はEPA/FTAを理解する上で最も基本となる『関税』の分野を中心に、主に日本から輸出する場合について説明をしております。(日本へ輸入する場合でも本冊子が参考になります。)

※本冊子にEPA/FTAを使用する際の基本的情報が書かれておりますが、本冊子はあくまでもEPA/FTAを使うことでのメリットや実際の使用方法についての目途を付けていただくための資料です。正確な情報についてはP.15の「EPAに関するHP&資料」に掲載しておりますものをご活用ください。

# 目次

- Q.1. EPA/FTAとは何ですか？ ……1ページ
- Q.2. EPAを使うと得することはありますか？ ……2ページ
- Q.3. EPAはどの国に対して使えますか？ ……4ページ
- Q.4. EPAはどのように使うのですか？ ……5ページ
- Q.5. HSコードとは何ですか？ ……6ページ
- Q.6. EPAの関税率はどのように決まっているのですか？  
……8ページ
- Q.7. EPAを使って輸出したいけど、関税率はどうすれば  
分かるのですか？ ……10ページ
- Q.8. 原産地規則とは何ですか？ ……12ページ
- Q.9. 原産地証明書はどうすれば手に入るのですか？  
……13ページ
- Q.10. 署名まで進んだEPAはそろそろ発効するのですよ  
ね？ ……14ページ
- EPAに関するHP & 資料のご案内 ……15ページ

Q.1 EPA/FTAとは何ですか？

A.1 FTA(Free Trade Agreement: 自由貿易協定)とは国や地域同士で「関税」や「サービス業を行う際の規制」をなくすための国際的な協定です。また、EPA(Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)とはFTAの内容に加えて「投資を行う際の規制」や「出入国の制限」の緩和を定める国際的な協定です。

### EPA(経済連携協定)とFTA(自由貿易協定)

EPAはその中にFTAに相当する内容を包括する協定であると言えます。日本はこれまでアジアを中心に交渉を重ねてきましたが、EPAの形を中心に締結してきました。EPAとFTAは関税の削減・撤廃を図る点では共通しています。本冊子では、EPA/FTAを以後EPAと表現します。

## FTA

(Free Trade Agreement  
=自由貿易協定)

特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃する協定。

- 関税の削減・撤廃
- サービスへの外資規制撤廃

など

## EPA

(Economic Partnership Agreement = 経済連携協定)

自由貿易協定を柱に、ヒト、モノ、カネの移動の自由化、円滑化を図り、幅広い経済関係の強化を図る協定。

- 人的交流の拡大
- 各分野での協力
- 投資規制撤廃、投資ルールの整備
- 知的財産制度、競争政策の調和

など

Q.2 EPAを使うと得することはありますか？

A.2 EPAを使うと、輸出入の際に、通常よりも低い関税率（EPA税率）が適用されます。

### EPAのメリット

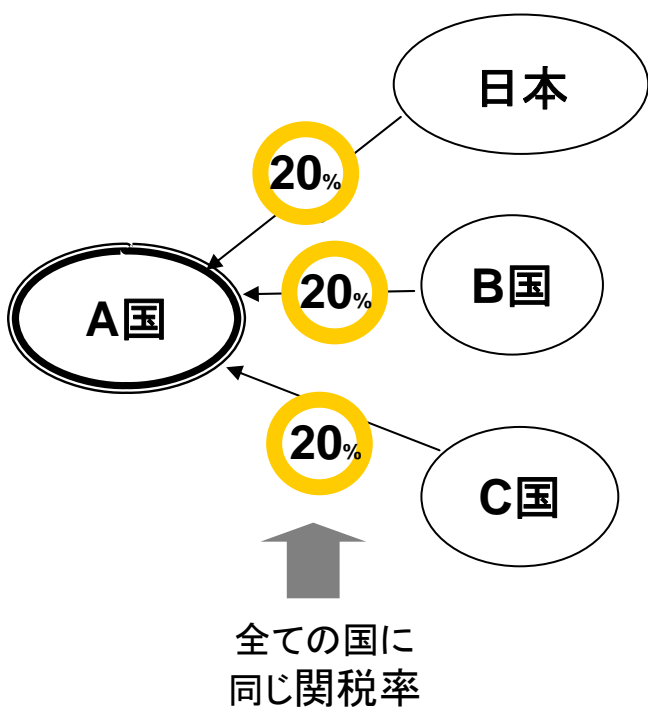
通常、輸出入を行う場合、各国が定める関税を支払う必要があります。それらは、WTO※で決められた原則に基づき、すべての国に対して共通の関税率が使われます。（一般にMFN(Most-Favored-Nation＝最恵国)税率と呼んでいます）

しかし、EPAにて2国間でMFN税率より低い税率（EPA税率と呼んでいます）を定められることから、EPAを結んだ国同士は他国よりも低い税率で輸出入を行うことができるのです。

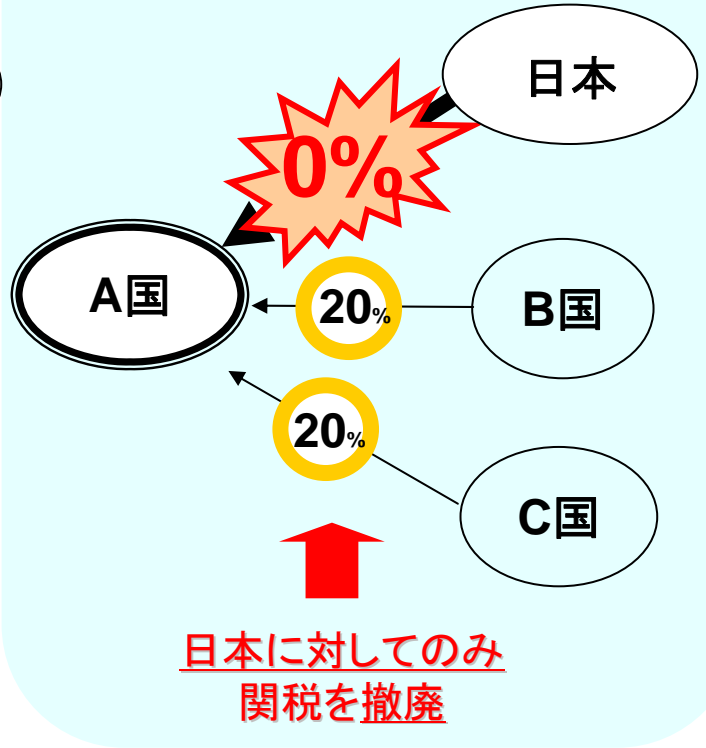
※WTOとは152ヶ国が加盟（2008年5月現在）、公平な貿易のルールを定める国際機関です。

### メリットの具体例

WTOに基づく原則



日本だけがA国とEPAを結んでいる場合



例えば、メキシコとマレーシアについてEPAを利用した場合、以下のような商品の関税率が0%となります。以下はあくまでもほんの一例です。

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPAを利用した税率 (EPA税率)
メキシコ	釣り用リール	15%	0%
	サングラス	15%	0%
	ボンネット	7%	0%
	フェンダー	7%	0%
	安全用シートベルト	10%	0%
マレーシア	ヘッドホン	5%	0%
	パズル	5%	0%
	クリスマス用品	5%	0%
	バリカン	5%	0%
	銅製の額縁	5%	0%

(注:MFN税率・EPA税率は2007年9月現在のもの)



## 簡単に計算してみよう

2008年のとある日、EPAを利用して日本からマレーシアにヘッドホン(1台1000円)1万個を輸出することにしました。

調べてみると、関税率は**無税**になっていました。

大まかに計算してみましょう！

EPAを利用しないと・・・関税率が5%だから・・・ $1000円 \times 1万個 \times 0.05 = 50万円$

EPAを利用すると・・・関税率0%だから・・・ $1000円 \times 1万個 \times 0 = 0円$

→EPAを利用すると**50万円の関税がかからなくなりました。**

使わなきゃ損ですね！

※なお、EPA以外にも関税が割り引きされる制度がいくつか存在します。詳しくは巻末に掲載しておりますJETROのHPをご覧ください。

Q.3	EPAはどの国に対して使えますか？
-----	-------------------

A.3	<p>現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリおよびタイとの貿易でEPAを利用出来ます。</p> <p>今後、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、アセアンとの間でもEPAが利用できるようになる予定です。</p>
-----	--

## 日本のEPAの状況

EPAは、交渉→署名→発効というプロセスを経た後、利用することができます。

世界各国との進捗状況(2008年5月末現在)

国名	締結状況
シンガポール	<b>発効済</b> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red;">利用可能</div>
メキシコ	
マレーシア	
チリ	
タイ	
フィリピン	<b>署名済</b>
ブルネイ	
インドネシア	
アセアン全体	
GCC(湾岸協力会議)※	<b>交渉中</b>
ベトナム	
インド	
オーストラリア	
スイス	
韓国	<b>交渉中断中</b>

※GCC(Gulf Cooperation Council)とはサウジアラビア、UAE、オマーン、バーレーン、カタール及びクウェートから構成される関税同盟を指します。

Q.4

## EPAはどのように使うのですか？

A.4

①EPAが結ばれているかを確認し、②商品の関税分類番号を特定し、③関税率を調べ、④原産地規則を確認するという4段階をクリアした後、原産地証明書発給申請の手続きを行います。

### START !

Aは  Bは 

①輸出もしくは輸入をしたい国はどこ？

- A. シンガポール、メキシコ、チリ、マレーシア、タイ
- B. 上の5つ以外の国

…→ 残念です、EPAは利用出来ません。

インドネシアについては2008年7月1日より利用可能になります。

②輸出もしくは輸入したい商品のHSコードは？

- A. 該当する品目番号が分かっている
- B. 分かっていない

…→ P.6とP.7をご参照いただき、「実行関税率表」(日本関税協会発行)をご覧ください。

③その商品のEPAによる関税率は、通常の税率より低い？

- A. 低い
- B. 高い

…→ 通常の税率(MFN税率)をご利用ください。

詳細はP.8  
「EPAの関税率はどのように決まっているのですか？」へ

④その商品は原産地規則を満たしている？

- A. 満たしている
- B. 満たしていない

…→ 残念です、EPAは利用出来ません。

詳細はP.12  
「原産地規則とは何ですか？」へ

### GOAL !

おめでとうございます、EPAが利用出来ます。  
ただし、「原産地証明書」の取得が条件となります。

詳細はP.13 「原産地証明書はどうすれば手に入るのですか？」へ



Q.5	<b>HSコードとは何ですか？</b>
-----	---------------------

A.5	<b>HSコードとは、商品を番号で分類したシステムに基づく分類番号のことです。</b>
-----	---

## HSコードによる品目特定の方法

HSコードとは1988年1月1日に発効した、商品の名称及び分類についての統一システム(Harmonized Commodity Description and Coding System)に関する国際条約(HS条約)で定められた商品を分類する番号のことです。商品を輸出入する際には、このHSコードによって品目を特定します。関税率は、HSコード毎に決められています。

HSコードは「部」(1~21部)、「類」(上2桁)「第1類」は「生きている動物」、「第2類」は「肉類」というように、「第97類」の「美術品」まで分類されています)、類をさらに細かく分類して「項」(上4桁)、以下「号」(上6桁)、「統計細分」(日本では9桁)のように桁が増えるごとに細かく分類され品目が特定されていきます。

HSコードは国際協定に基づくものなので上6桁まで世界共通ですが、それより細かい桁数は各国で異なります。日本は9桁が一番細かい桁数ですが、アメリカのように10桁が一番細かい桁数になる国もあります。

取り扱う商品のHSコードが分からないときは、税関にお問い合わせください。

また、輸出国側と輸入国側でHSコードの番号の解釈が異なる場合があります。EPAを利用する場合は、輸入国税関の指定するHSコードで輸入申告をするので、輸入国税関の指定するHSコードを個別に確認する必要があります。

### ●●●豆知識●●●

#### 2007年問題！？

HSコードは、時代の流れとともに過去1992年、1996年、2002年に改正され、今回2007年1月1日、5年ぶりに改正が行われました。

日本がこれまでに5ヶ国(シンガポール・メキシコ・マレーシア・チリ・タイ)と発効したEPAは今回の改正以前に交渉を行ったことから2002年度版HSコードに基づき作成されています。

このため2007年1月1日を過ぎた現在でもこの5ヶ国とのEPAを使う場合は、通常の輸出入で利用する2007年度版ではなく2002年度版HSコードを利用することから、税関での輸入申告の際、輸出申告書と原産地証明書のコード番号が一致しない場合もあります。

また、インドネシア等、近日発効予定の協定も2002年度版で発効する予定です。2002年度版で作成されたEPAの2007年度版への改訂については検討中です。今後は2007年度版に基づいて交渉が進められる可能性もあります。

# HSコードとEPA税率の確認方法

実効関税率表(日本関税協会発行)より作成

HSコード	品名	MFN税率	EPA税率
85類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品		
85.44	電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。)その他の電気導体(エナメルを塗布し又は参加被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)		
8544.60	その他の電気導体(使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。)		
8544.60.010	自動車用のもの	無税 4.8%	無税 無税
8544.60.090	その他のもの		

通常利用される税率

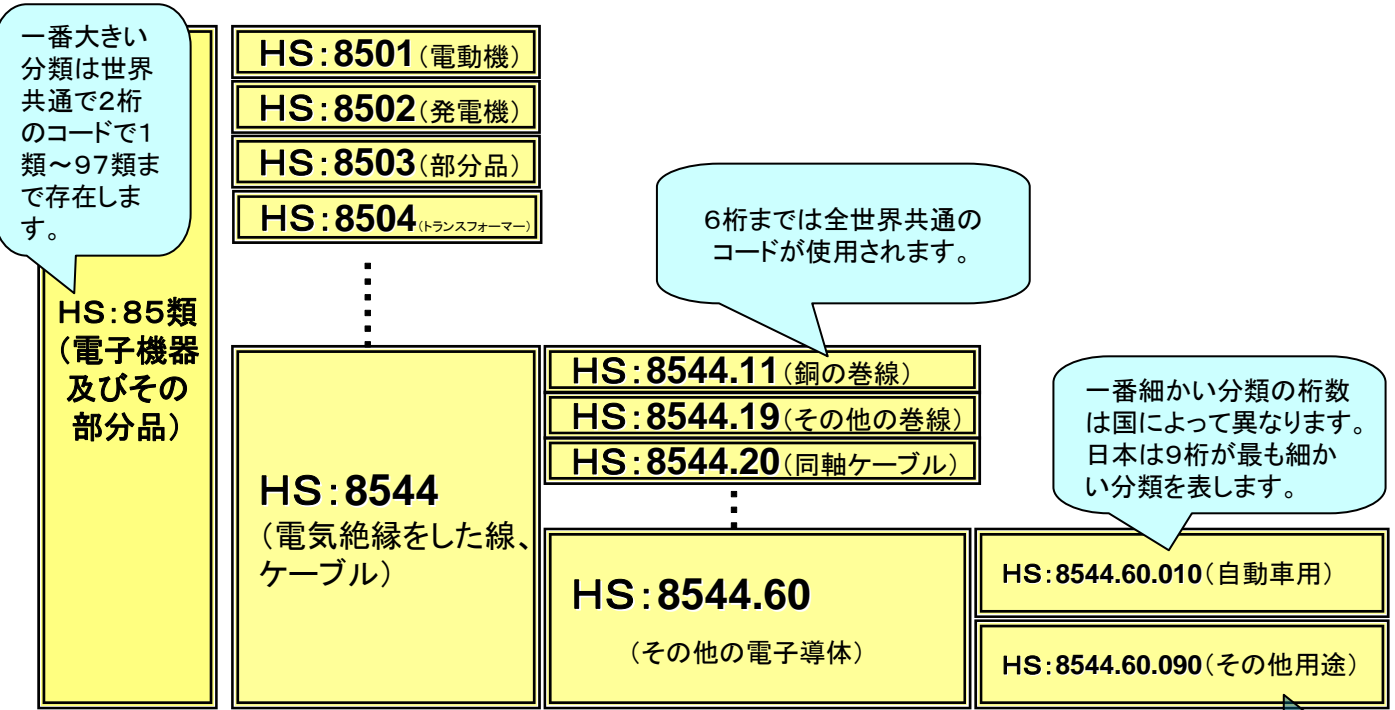
一番大きい分類は世界共通で2桁のコードで1類~97類まで存在します。

6桁までは全世界共通のコードが使用されます。

HSコードは2桁、4桁、6桁と桁数が増えるにつれ、品名が細かくなっていきます。一番細かい分類の桁数は国によって異なります。日本は9桁が最も細かい分類を表します。

HSコードの一番細かい分類(9桁のコード)の箇所に関税率が記載されます。

## HSコードEPA税率の確認方法～概念図



HSコードが細かくなるにつれ、品目が特定されます。

Q.6

# EPAの関税率はどのように決まっているのですか？

A.6

EPAの関税率には代表的なものとして次の3種類があります。

- ①EPA発効と同時に撤廃(EPA税率は0%)
- ②EPA発効後、徐々に撤廃(EPA税率が0%になるまで、徐々に引き下げられます)
- ③関税撤廃の対象とならないもの(通常関税率(MFN税率)を使用します)

## EPA税率の主な種類

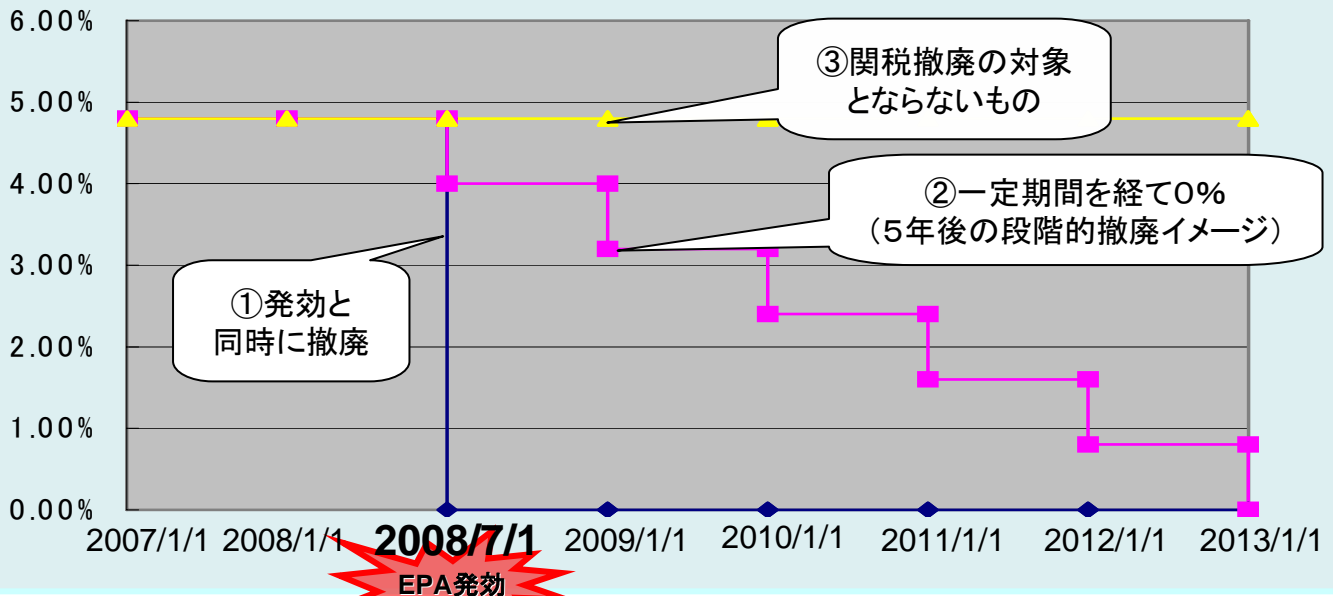
EPA税率には代表的なものとして、①発効と同時に0%、②発効後一定期間を経て0%、③関税撤廃の対象とならないもの(通常関税率(MFN税率)が適用される)の3種類が存在します。EPA税率を利用する際には、MFN税率と比較して、メリットがあるかどうかを確認する必要があります。

- <①の場合> EPA発効後、EPA税率が無税となることから、MFN税率が無税でない場合にはメリットがあることとなります。
- <②の場合> EPAの発効後、段階的にEPA税率が引き下げられ、一定年数を経ると0%になります。通常、EPA発効後、毎年同じ幅でEPA税率が引き下げられ、3年後、5年後、7年後及び10年後のいずれかの年数で関税率が0%となります。よって、MFN税率とEPA税率を比較し、EPA税率の方が低い場合、EPAを利用するメリットがあることとなります。
- <③の場合> EPAにおいて関税撤廃の対象とならないため、MFN税率で輸出入を行うこととなります。



## 《EPA関税率の推移のイメージ》

— 2008年7月1日に発効し、5年後に段階的に撤廃される(日尼EPA)ケース —



## ●●●豆知識●●●

# 逆転現象！？

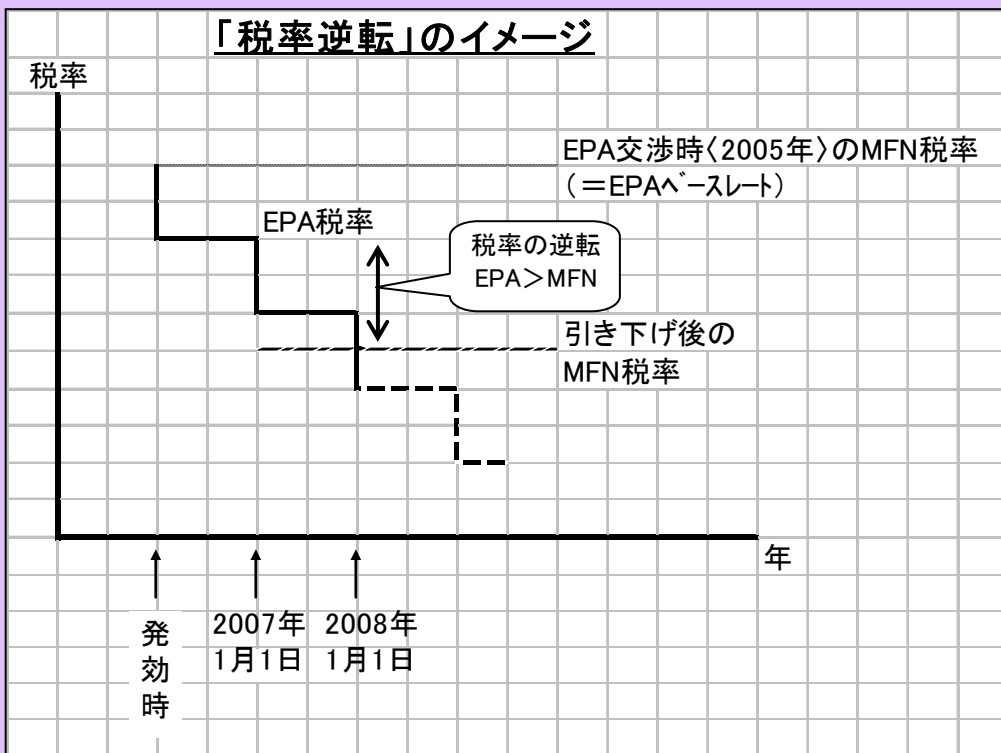
EPAで決められた税率(EPA税率)は、通常の税率より低くなっているのが普通です。しかし、一部の品目においてEPA発効後に通常の税率(MFN税率)よりもEPA税率の方が高くなってしまふことがあるのです。

EPAでは、品目によっては関税率が発効後すぐに撤廃されず、何年かかけて徐々に削減されるものがあります。このような品目では、税率が完全撤廃されるまでの途中段階で、相手国政府がMFN税率の引き下げを行うことによって、税率の逆転が生じてしまいます。もちろん対象品目のEPA税率は最終的に0%になりますので時を経ればこの問題は解消されます。

また、このような現象が起きている間は、MFN税率を選択することもできます。

発効済EPAでは日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPAでこの現象が生じています。近日発効予定の日インドネシアEPAについても発効後に逆転が発生する可能性があり、該当品目については今後注意が必要です。念入りの確認をお勧めします。

(※税率の調べ方は次頁Q&A7に掲載されております。)



上のグラフは日・マレーシアEPAにおいて税率の逆転が生じた際のイメージ図です。

2006年7月の発効後、段階的に税率が削減される品目に注目しましょう。マレーシア政府が通常の税率(MFN税率)の引き下げを行うことにより一部の品目でMFN税率の方がEPA税率よりも関税が低くなります。

上のイメージでは2007年1月1日～2007年12月31日の間に税率の逆転が生じていることとなります。

Q.7 EPAを使って輸出したいけど、関税率はどうすれば分かるのですか？

A.7 JETROのウェブサイトから相手国側の関税率を簡単に調べることができます。MFN税率やEPA税率などの中で最も低い税率が分かります。

鉱工業品分野について例をあげますと、日メキシコEPAを利用した場合、特定業種(電子、家庭用電気製品、資本財、自動車)に使われる鉄鋼製品は発効とともに無税になっており、その他鉄鋼製品、一部自動車部品など段階的に関税が削減されるものについても、2014年までにほぼ全て無税になる予定です。

また、日マレーシアEPAを利用した場合は、現地組立車(CKD)用部品・家電用等の鉄鋼製品などは発効とともに無税になっており、その他の品目(プラスチック・樹脂等の化学製品など)についても段階的に関税が削減され、僅かな例外を除いて2015年までに関税が撤廃されます。

## 実際に関税率を調べましょう

輸出をする際には、輸出先の国の関税率を調べる必要があります。しかし、各国HPを見て関税率を調べるのはなかなか時間がかかります。そこで便利なツールを紹介します。

JETROのウェブサイト  
『世界各国の関税率』というページがあります。

<http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>

上記のサイト内に世界関税率データベース(WorldTariff)があり、登録すれば日本に住んでいるあなたでも無料で検索することができ、輸出する商品の①最も低い関税率と②その関税率がMFN税率かEPA税率かが分かるようになっています。

 次頁で検索結果の最終画面の一例を掲載しております。

↓ 検索結果の一例です。詳しい使い方についてはJETRO HP内『EPA活用マニュアル(日本マレーシアEPA版)』をご覧ください。(P.15の「EPAに関するHP&資料」にリンク先がございます)

WorldTariff HS Number Search - Microsoft Internet Explorer

Destination Customs Area: Malaysia

Chapter/Section Titles: 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed

Headings: 9405 - LAMPS AND LIGHTING FITTINGS INCLUDING SEARCHLIGHTS AND SPOTLI

Text: Malaysia - Chapter 94 - Furniture; bedding, mattresses, mattress supports, cushions and similar stuffed furnishings; lamps and lighting fittings, not elsewhere specified or included; illuminated signs, illuminated name-plates and the like; prefabricated buildings

Taxes Levied on Imports

Name	Tax Rate	Tax Note
Sales Tax	10%	Basis of assessment is duty paid value.

Best Applied Duty by Country of Origin

Country of Origin	Duty Rate	Rate Description
Albania	2%	MFN Applied
Algeria	25%	MFN Applied
Angola	25%	MFN Applied
Argentina	25%	MFN Applied
Armenia	25%	MFN Applied
Australia	25%	MFN Applied
Azerbaijan	25%	MFN Applied
Dahomas	25%	MFN Applied
Bahrain	25%	MFN Applied
Bangladesh	25%	MFN Applied
Barbados	25%	MFN Applied
Belarus	25%	MFN Applied
Belize	25%	MFN Applied
Bermuda	25%	MFN Applied
Bolivia	25%	MFN Applied
Bosnia - Herzegovina	25%	MFN Applied
Brazil	25%	MFN Applied
Brunei Darussalam	5%	ASEAN Common Effective Preferential Tariff MFN Applied
Bulgaria	25%	MFN Applied
Cambodia	5%	ASEAN Common Effective Preferential Tariff MFN Applied
Canada	25%	MFN Applied
Chile	25%	MFN Applied
China PRC	12%	ASEAN - China Free Trade

★日本に輸入をしたい方へ★

税関ウェブサイトの

「実行関税率表」([http://www.customs.go.jp/tariff/2006\\_4/index.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2006_4/index.htm))

をご覧ください。MFN税率や日本が現在結んでいるEPA(シンガポール・メキシコ・マレーシア・タイ)における各税率が載っていますので簡単に調べられます。 ↓ 以下は検索結果の一例です。このような画面で調べることができます。

[http://www.customs.go.jp/tariff/2007\\_4/data/87.htm](http://www.customs.go.jp/tariff/2007_4/data/87.htm) - Microsoft Internet Explorer

統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate				関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)				
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile
8701	トラクター(第87.09項のトラクターを除く。)									
8701.10.000	歩行操縦式トラクタ	無税		(無税)						
8701.20.000	ゼストレーラー用の道路走行用トラクター	無税		(無税)						
8701.30.000	無限軌道式トラクター	無税		(無税)						
8701.90	その他のもの	無税		(無税)						
011	-- 公称馬力が70馬力以上のもの									
019	-- その他のもの									
090	-- その他のもの			(無税)						
8702	10人以上の人員(運転手を含まず。)の輸送用の自動車									
8702.10.000	ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したもの	無税		(無税)						
8702.90.000	その他のもの	無税		(無税)						
8703	乗用自動車その他の自動車(ステーションワゴン及びレーシングカーを含み、主として人員の輸送用に設計したものに限るものとし、第87.02項のものを除く。)									
8703.10.000	雪上走行用に特に設計した車両及びゴルフカーその他これに類する車両 その他の車両(ピストン式火花点火内燃機関(往復動機関に限る。)を搭載したものに限る。)	無税		(無税)						
8703.21.000	シリンダー容積が1,000立方センチメートル以下のもの	無税		(無税)						
8703.22.000	シリンダー容積が1,000立方センチメートルを超え1,500立方センチメートル以下のもの	無税		(無税)						
8703.23.000	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え3,000立方センチメートル以下のもの	無税		(無税)						
8703.24.000	シリンダー容積が3,000立方センチメートルを超えるもの	無税		(無税)						
8703.31.000	その他の車両(ピストン式圧縮点火内燃機関(ディーゼルエンジン及びセミディーゼルエンジン)を搭載したものに限る。)	無税		(無税)						
8703.32.000	シリンダー容積が1,500立方センチメートル以下のもの	無税		(無税)						
8703.33.000	シリンダー容積が1,500立方センチメートルを超え2,500立方センチメートル以下のもの	無税		(無税)						
8703.33.000	シリンダー容積が2,500立方センチメートルを超えるもの	無税		(無税)						
8703.90.000	その他のもの	無税		(無税)						
8704	貨物自動車									
8704.10.000	ダンプカー(不整地走行用に設計したものに限る。)	無税		(無税)						

Q.8	<b>原産地規則とは何ですか？</b>
-----	---------------------

A.8	EPAにおける原産地規則とは、EPA税率の適用を受けるために満たさなくてはならない規則です。
-----	--

## EPAの原産地規則とは

輸出したい商品が、EPA税率を利用すると通常の間税率(MFN税率)を使うより有利であることが確認された場合、次にその商品がEPA税率の適用を受ける資格(原産資格)を持っているかどうかを確認する必要があります。

原産資格の確認が必要な理由は、その対象となる商品が決められた基準を満たした「締約国の原産品」であることを示す必要があるからです。つまり、輸出する場合には相手国に対して「これは日本で作ったものだ」と証明しなければなりません。

その資格があるかどうかを判断する基準が原産地規則です。EPAに定めた原産地規則に従って商品に原産資格があると判断されると今度は「原産地証明書(詳細はQ.9)」を取得する必要があります。

この証明書は輸出したい人が自分の国で取得し、最終的に相手国の輸入者が輸入国税関に提出するものです。

## どのようなルールか

詳しくは商品ごとに決まったルールを見る必要があります。

例えば、輸出したい商品が、①EPAを結んだ自国の中だけで生産・取得されたものであるかどうか、又は②他の国から輸入された原材料を使って商品を製造する場合、自国での生産・加工を通じて新しい商品になっているかどうかといった点を判別するルールです。

①の場合は、アルミニウムや銅などの鉱物が対象となる場合が多く、また②の場合は加工品・工業品が対象となる場合が多くなります。

なお、原産地規則の詳細が必要な方は、巻末P.15「EPAに関するHP&資料」をご覧ください。

Q.9 原産地証明書はどうすれば手に入るのですか？

A.9 日本では現在、原産地証明書を商工会議所が発給しています。

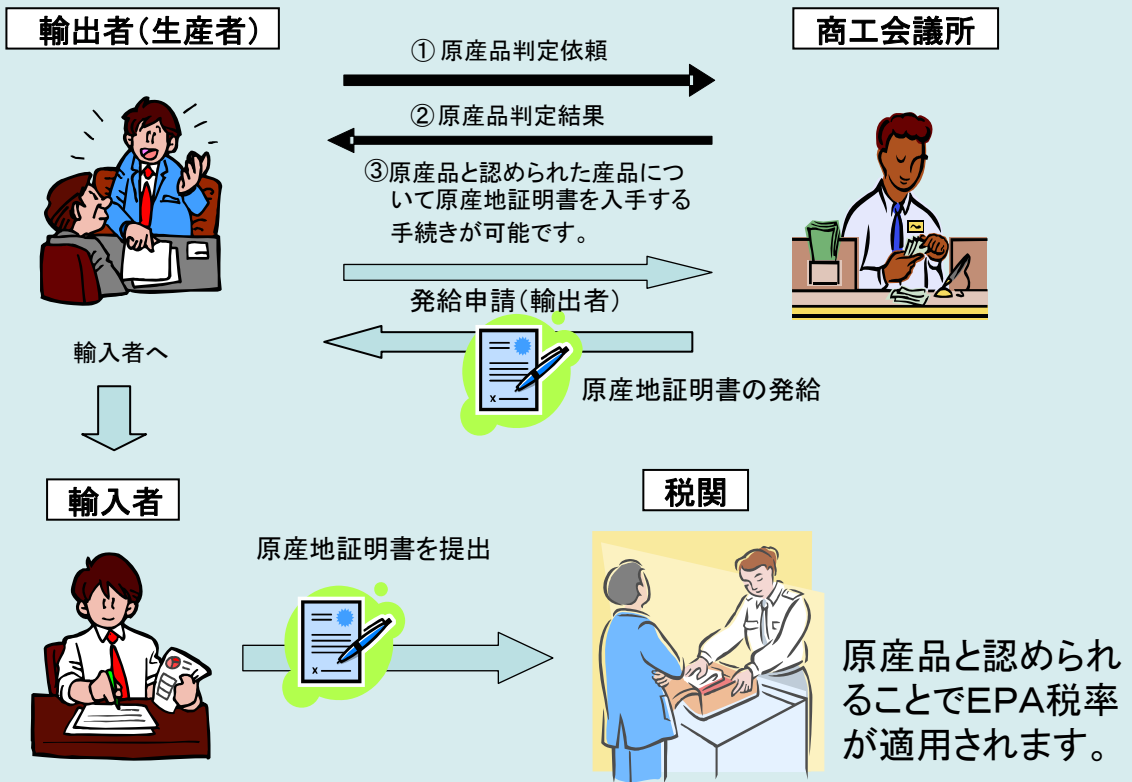
## 原産地証明書の取得

原産地規則に照らし合わせて原産資格があると判断された場合、原産地証明書を取得してその資格を証明する必要があります。たとえその商品がEPAを使えることが分かっていても、この証明書がなければ輸出したい相手国でEPA税率を利用することができません。

日本では、現在、EPAを利用するための原産地証明書は商工会議所が発給しています。

具体的な発給手続きについては巻末P.15の「EPAに関するHP & 資料」をご覧ください。

### 日本における原産地証明書取得までの流れ





Q.10 署名まで進んだEPAはそろそろ発効する  
のですよね？

A.10 2008年7月1日に日インドネシアEPAが発効します。また、  
フィリピン・ブルネイ・アセアン※全体の3つについては署名  
が済み、早期の発効が期待されます。(2008年5月末  
現在)

※アセアンとはブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、  
フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの10国から構成される諸国連合です。

## まもなく発効！日インドネシアEPAについて

—こんなものが日本から輸出しやすくなります！

「自動車」・・・3000cc超の乗用車は2012年までに無税に。

「自動車部品」・・・大部分の品目は2012年までに無税に。

「鉄鋼」・・・自動車・同部品、電気電子、建機、エネルギー分野で用いられる高級鋼材については、  
特定用途免税制度を活用すれば無税に。

—こんなものが日本に輸入しやすくなります！

「繊維や衣服」・・・ほぼ全て発効と同時に無税に。

「石油や石油化学製品」・・・ほぼ全て発効と同時に無税に。

## 日アセアンEPAについて

2008年4月14日、日アセアンEPAの署名がなされました。

日アセアンEPAによって、既存のアジア諸国とのEPA(日シンガポールEPA、日マレーシアEPA、  
日タイEPA)に加え、アセアン加盟国の10ヶ国全てに対してEPAを活用できることになります。

また、EPAが既に発効している国との貿易に際しては、それぞれのEPAと日アセアンEPAのうち、  
より利用しやすい方を選んで活用頂けます。

※日インドネシアEPA、日アセアンEPAに関する詳細な情報や、その他の国(フィリピン・ブルネイ)に  
つきましてはP.15「EPAに関するHP&資料」をご参照ください。

### ●●●豆知識●●●

## シンガポールとの協定についてはどうなの！？

日シンガポールEPAは日本初のEPAとして2002年11月に発効し、2007年の3月に  
改正協定に署名しました。現在、シンガポールへの輸出を考えている方は、ほぼすべ  
ての商品が通常でも無税で輸出できますので関税についてあまり悩む必要がありませ  
ん。一方、シンガポールからの輸入については今回の改正交渉にて、今まで関税が削  
減されなかった石油化学製品の関税引き下げなどがありました。全体の5%程の商  
品が有税となっておりますので注意してください。

# EPAに関するHP&資料

本冊子でご紹介した内容は目途を付けて頂くためのものです。実際にEPAを活用される場合はより詳細な情報が必要となります。下記にありますホームページまたは資料に掲載されております情報なども併せてご活用ください。

## ホームページ

★もっと詳しく知りたい！！という方はコチラを↓

### 〔EPA活用法、各国の関税率〕

- ・JETRO HP (各国の関税率について) <http://www.jetro.go.jp/biz/tariff/>  
(日本・マレーシアEPA活用マニュアル)  
<http://www.jetro.go.jp/biz/world/asia/my/jmepa>
- ・税関 HP (日本の関税率) <http://www.customs.go.jp/>

### 〔特定原産地証明書発給について〕

- ・日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

### 〔各国とのEPA〕

- ・日シンガポールEPA <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/singapore/kyotei/index.html>
- ・日メキシコEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty161\\_1.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty161_1.html)
- ・日マレーシアEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/malaysia/kyotei/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html)
- ・日チリEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_chile/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_chile/index.html)
- ・日タイEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/thailand/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/thailand/index.html)
- ・日フィリピンEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/philippines/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/philippines/index.html)
- ・日ブルネイEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/brunei/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/brunei/index.html)
- ・日インドネシアEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/indonesia/jyobun.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/indonesia/jyobun.html)
- ・日アセアンEPA [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j\\_asean/index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/index.html)

### 〔その他関係団体のページ〕

- ・日本関税協会HP <http://www.kanzei.or.jp/>
- ・日本経団連(経団連の主張) <http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/index08.html>
- ・日本商工会議所(日商FTA/EPA情報局)  
[http://www.cin.or.jp/kokusai/international/FTA\\_EPA.htm](http://www.cin.or.jp/kokusai/international/FTA_EPA.htm)

★EPAの政策についてもっと知りたい！！という方はコチラを↓

- ・外務省HP(外交政策全般) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>
- ・財務省HP(EPAについて) [http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta\\_epa/fta\\_epa.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm)
- ・経済産業省HP(FTA/EPAの推進について)  
[http://www.meti.go.jp/policy/trade\\_policy/epa/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/index.html)
- ・農林水産省HP(FTA/EPAに関する情報)  
<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/index.html>

## 資料

(平成20年5月時点最新版)

関税に関わる法令集 『関税六法 平成19年度版』[発行:日本関税協会]  
日本の関税率 『実行関税率表 2008』[発行:日本関税協会]



# 問い合わせ・相談窓口

## EPAの輸出全般に関するお問い合わせ

### ●メールでの受付●

経済産業省 通商政策局 経済連携課

**epa-soudan@meti.go.jp**

本パンフレットについての問い合わせはこちらにお願いします。

### ●お電話での受付●

日本貿易振興機構(JETRO)

東京:貿易投資相談センター 貿易投資相談課・情報提供班(EPA)

TEL: 03-3582-5171

大阪:大阪本部貿易投資相談センター TEL: 06-6447-2307

名古屋:名古屋貿易情報センター TEL: 052-211-4517

## 特定原産地証明書の発給について

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当

TEL: 03-3283-7850 FAX:03-3216-6497

E-mail: [tokuteico@jcci.or.jp](mailto:tokuteico@jcci.or.jp)

上記本部以外にも、全国各地に21カ所の地方事務所がございます。  
お近くの事務所へお問い合わせください。

日本商工会議所HP <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/index.htm>

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部原産地証明室

TEL: 03-3501-0539(直通)

●日本貿易振興機構(ジェトロ)貿易投資相談センター 貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6階

TEL: 03-3682-5171

●(監修)経済産業省通商政策局経済連携課

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL: 03-3501-1595(直通)

Craft MAP

日本・世界の白地図

無断転載禁止

平成20年5月